

6つの Gouvernorat（県）と26の Delegation（県の下の行政単位）を感染危険度高に分類

9日、保健省は声明を発表し、以下の6つの Gouvernorat（県）と26の Delegation（県の下の行政単位）を感染の急拡大が見られるホットスポット（感染危険度高）に分類しました。これら地域内では今後15日間に渡り、以下の措置が取られる可能性があります（これら措置については3日の閣議にて承認済）ので、該当する自治体からの発表等に留意するようにお願いします。

- ・夜間外出禁止令、外出禁止措置の適用
- ・地域外への移動禁止
- ・屋外を含むマスク着用徹底
- ・生活必需品の供給を保証
- ・最低限必要な経済活動は継続
- ・教育、訓練、研究機関は活動継続
- ・金曜礼拝の中止
- ・レストラン・カフェ等は持ち帰りのみの営業
- ・消毒措置の強化

- ・以下ホットスポット

Gouvernorat（県）：チュニス、アリアナ、ベンアルース、マヌーバ、スース、モナスティール
Delegation（県の下の行政単位）：ナブール、コルバ、ソリマン、ザグアン、エルジェム、北ビゼルト、南ビゼルト、ラスジェベル、北ベジャ、南ベジャ、北ジャンドゥーバ、ジャンドゥーバ、西ケフ、東ケフ、エルドゥハマーニ、北カイロアン、南カイロアン、西シディブジッド、東シディブジッド、サバラ、南ガベス、ガヌーシュ、フォーメットスーク、トズール、北ガフサ、南ガフサ

すでに大チュニス圏（チュニス、アリアナ、ベンアルース及びマヌーバの各県）、スース県及びモナスティール県等において、夜間外出禁止令が施行されています。

感染症対策は、今後も状況に応じて急遽変更されることが予想されますので、メディア等で最新情報をご確認ください。

チュニジア国内での新型コロナウイルス新規感染数及び死者数例は急増しています。引き続き感染予防にご留意ください。

感染した場合の対応等について、当館ホームページに掲載していますので、参考にさせていただくと共に、万が一感染が判明した場合は当館にご一報いただくようお願い致します。

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.tn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

たびレジ変更・解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.htm>

令和2年10月9日

在チュニジア日本国大使館

9, Rue Apollo XI, Cite Mahrajene, 1082 Tunis, TUNISIE

電話：+216-71-791-251/ 792-363/ 793-417